

## 福祉医療費助成制度に関する研究会設置要綱（新旧対照表）（案）

改正後	改正前
<p>(庶務) 第5条 研究会の庶務は、<u>大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) 第5条 研究会の庶務は、<u>大阪府福祉部国民健康保険課</u>において行う。</p>
<p>(別紙) 名簿 <u>(令和元年度)《省略》</u></p>	<p>(別紙) 名簿 <u>(平成27年度)《省略》</u></p>